

専決処分の報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

令和 4 年 9 月 30 日提出

葉山町長 山 梨 崇 仁

## 専 決 処 分 書

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された「全国自治協会町村有自動車共済業務規約の規定の範囲内で、町が当事者である和解及び損害賠償の額を定めること」について、次のとおり専決処分をする。

令和 4 年 6 月 30 日に葉山町長柄 415 番地の 3 地先において相手方の車両を損傷させた事故について和解し、及び損害賠償の額を決定する。

- 1 相手方 町外在住者
- 2 損害賠償額 478,005 円
- 3 和解の内容 損害賠償のほか、町と相手方との間に一切の債権債務関係がないことを確認する。

令和 4 年 9 月 20 日

葉山町長 山 梨 崇 仁